

総合計画の役割及び第5次総合計画の策定について

1 総合計画の役割等について

(1) 役割

- ・ 総合計画とは、宇都宮市の将来を長期的に見通し、まちづくりの目標を定め、それを実現するために必要な取組の方向を明らかにした計画で、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための指針となるもの

(2) 位置付け

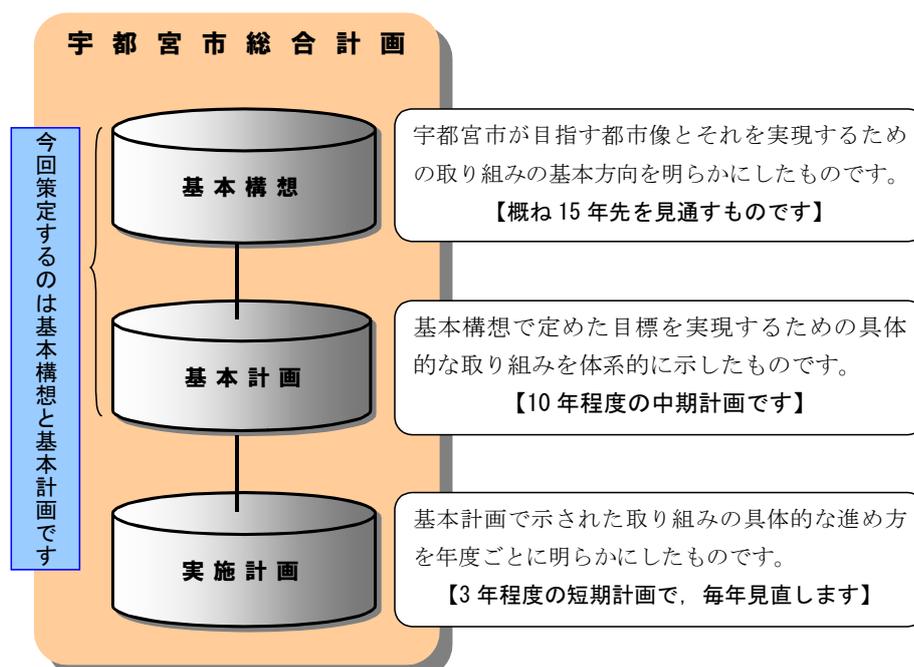
- ・ 地方行政における総合的で計画的な政策遂行の必要性から、昭和44年、基本構想の策定が改正地方自治法において法定化

◆地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

(3) 構成

- ・ 総合計画は、一般的に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成され、本市においても、これを採用してきている。
- ・ それぞれの計画の内容は次のとおり



(4) これまでの総合計画について

- ・ 本市では、昭和 45 年策定の総合計画を第 1 次とし、これまで 4 次にわたり（第 3 次改定・第 4 次改定基本計画を含む）、総合計画を策定
 - … 宇都宮市の総合計画の変遷については、**別紙**を参照

2 第 5 次総合計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨及び基本的な考え方について

ア 策定の必要性

- ・ 人口減少時代の到来，少子・高齢化の急速な進行，地方分権の本格化など，これまでに経験したことのない大きな環境変化
 - ・ 厳しい財政環境
 - ・ 市民の価値観やニーズの多様化・複雑化など
 - ・ 行政区域の拡大（旧上河内町・旧河内町との合併）による新市としてのまちづくり
- ⇒ こうした中で，自主性・自立性を保ちながら持続的に発展を続けるためには，「首都圏の主要都市の 1 つ」としての都市像を構築するとともに，それを実現するための新たなまちづくりの指針が必要

イ 計画の構成と期間

- ・ 基本構想の実効性の確保や，市民への説明等の観点から，3 層構造の計画体系を引き続き採用
- ① 基本構想
 - ・ 目標年次 平成 34 年度（概ね 15 年後）
 - ② 基本計画
 - ・ 計画期間 平成 20 年度～平成 29 年度の 10 年間（前期 5 年，後期 5 年）
 - ③ 実施計画
 - ・ 計画期間 3 年（毎年見直し）

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方（策定大綱）

ア 基本認識

① 時代潮流の変化

- ・ 人口減少，少子・高齢化，地方分権の本格化，高度情報化，グローバル化，環境問題の深刻化，社会の成熟化，市民協働によるまちづくりの意識の高まりなど

② 新たに顕在化している行政課題

- ・ 団塊の世代の大量退職，ニート問題，食育など

イ 計画の性格づけ

- ・ 戦略性の高い計画
⇒ “選択と集中”・・・重点的・優先的に取り組むべき施策の明確化と行政経営資源の効果的・効率的な投入

ウ 計画策定のコンセプト

- ・ 地域全体で共有できる計画
⇒ 計画策定過程により多くの市民の参画・・・地域全体が共有できる計画
- ・ わかりやすい計画
⇒ 子どもたちも含めた，市民の誰もがわかりやすい計画
- ・ 目標を明確化した計画
⇒ 達成状況の把握と適切な進行管理・・・政策・施策の目標を明確化し，できる限り指標を設定した計画
- ・ 役割分担を明確化した計画
⇒ 市民，事業者，行政の役割分担を明確にした計画

エ 計画策定に当たっての留意事項

- ・ 合併協議に際して策定された「合併市町村基本計画¹」を踏まえる。

(3) 策定体制

ア 総合計画審議会

- ・ 附属機関として，市長の諮問に応じ，総合計画に関する重要事項を調査審議することを担当事務とする。
- ・ 学識経験者（6人），関係機関及び関係団体の役職員（24人），市議会議員（6人）の計36人で構成
- ・ 平成20年1月（答申）の予定

イ 策定本部（庁内体制）

① 委員会

- ・ 本部長（副市長），副本部長（収入役，総合政策部長）のもと，市長事務部局の各部長，上下水道事業管理者，教育長，消防長等で組織
- ・ 総合計画原案の調査，審議等を行う。

¹ 「合併市町村基本計画」・・・市町村合併にあたり，合併関係市町村の住民・議会に対して，合併後の市町村のビジョンを示し，これによって合併の可否を判断するという，合併市町村のマスタープランというべきもの

② 企画会議

- ・ 総合政策部長，各部局（市長事務部局，教育委員会事務局，及び消防本部）の次長及び上下水道局経営担当次長，財政課長で組織

③ 部会

- ・ 総務部会，教育文化振興部会，市民福祉部会，生活環境整備部会，産業振興部会，都市基盤整備部会（6部会）を設置
- ・ 部長，次長，総務担当，課長，策定主任等がメンバーとなり，分野別計画素案の作成を行う。

ウ 市民参画（参加）

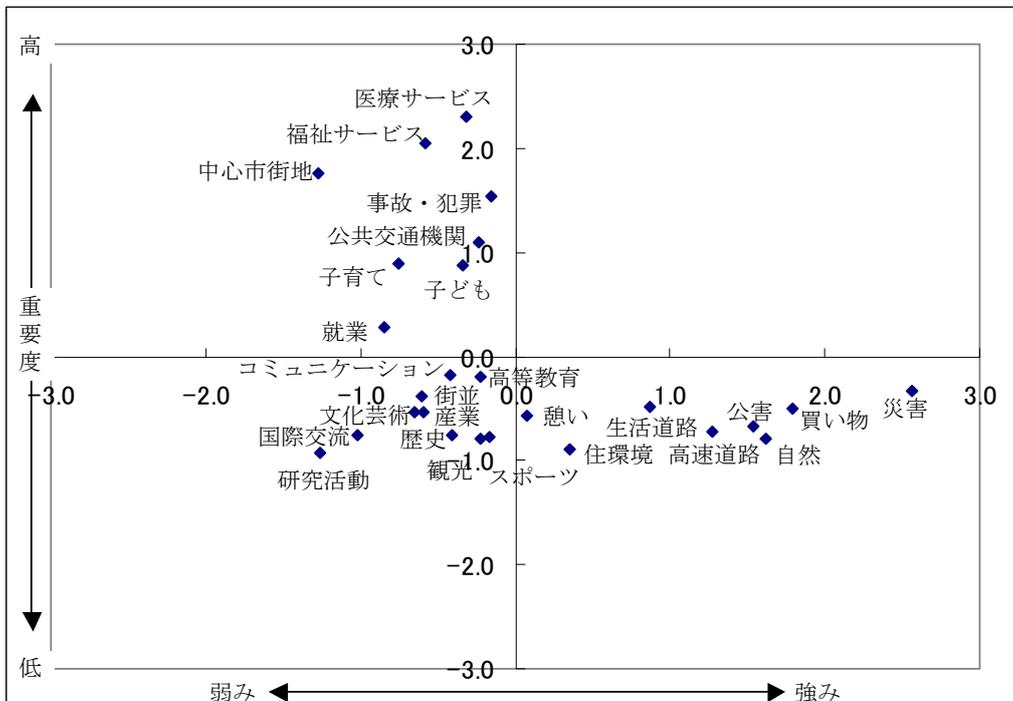
① まちづくり市民会議

- ・ 平成17年10月～平成19年3月にかけて，委員合計56人（学識経験者12人，公募市民44人）で組織
- ・ 全体会5回，分科会101回（6分科会×概ね17回）を開催し，計87施策210事業が提案された。

② その他既に実施済み（実施中）のもの

- ・ 市民アンケート …… 平成17年8月実施。20歳以上80歳未満の市民3,500人に発送し，回答数1,680（48.0%）

【参考 市民アンケート結果（問：宇都宮市の強み・弱み，今後の重点項目）】



(注) 現在実施中の上河内・河内地域分のアンケート結果は，反映されていない。

- ・ 市民アンケート（上河内地域・河内地域） …… 現在集計中。上河内地域・河内地域における 20 歳以上 80 歳未満の市民 500 人に発送
- ・ 小学生・中学生からの未来のうつのみや募集 ……募集期間、平成 17 年 12 月から 18 年 1 月。275 点の応募があった。

【 参考 入選作品 】

小学生の部

賞	作品
最優秀	えがおがいっぱいで みんながいいききと暮らしていけるまち
優秀	うれしい つきあい のーんびり みんなが やさしい まち 宇都宮

中学生の部

賞	作品
最優秀	豊かな自然と輝く笑顔 みんな生き生き宇都宮
優秀	みんな幸せ えがおがたえない 明るい町
優秀	歴史を大切にし、新しい文化を創っていく 美しいまち
優秀	また帰りたくなるまち うつのみや
優秀	住みやすく 環境や歴史を 大切にすゝる やさしいまち
優秀	人が輝き 町も輝く 幸せ信じる 平和な町

【 参考 応募作品の傾向（フレーズ別） 】

応募作品の分類	小学生	中学生	計	構成比
幸せ・笑顔	2 点	105 点	107 点	38.9%
歴史・文化		6 点	6 点	2.2%
福祉	1 点	9 点	10 点	3.6%
自然環境・生活環境	1 点	25 点	26 点	9.5%
安全・安心・防犯		17 点	17 点	6.2%
市民の暮らし・住みやすさ	5 点	42 点	47 点	17.1%
人権・平和		14 点	14 点	5.1%
助け合い・ボランティア	1 点	25 点	26 点	9.5%
産業・観光		11 点	11 点	4.0%
その他	1 点	10 点	11 点	4.0%
合計	11 点	264 点	275 点	100%

- ・ 大学生のまちづくりの提案 ……平成 17 年 4 月，提案募集，平成 18 年 1 月，提案発表会，16 団体から提案書の提出があった。その後も継続的に実施
- ・ 各種団体との意見交換 ……平成 18 年 3 月，21 団体（福祉関連団体 6 団体，産業関連団体 5 団体，まちづくり団体 6 団体，青少年教育団体 4 団体）からのヒアリングを実施

③ 今後実施予定のもの

- ・ (仮称)地域別対話集会（市内を地区割りして開催）
- ・ パブリックコメント

エ 策定スケジュール

① 経過

- ・ 平成 17 年度 策定大綱決定
策定本部（委員会，企画会議，部会）設置・運営
市民会議の設置・運営
- ・ 平成 18 年度 市民会議の運営，提言書の提出
関連事項の調査・検討

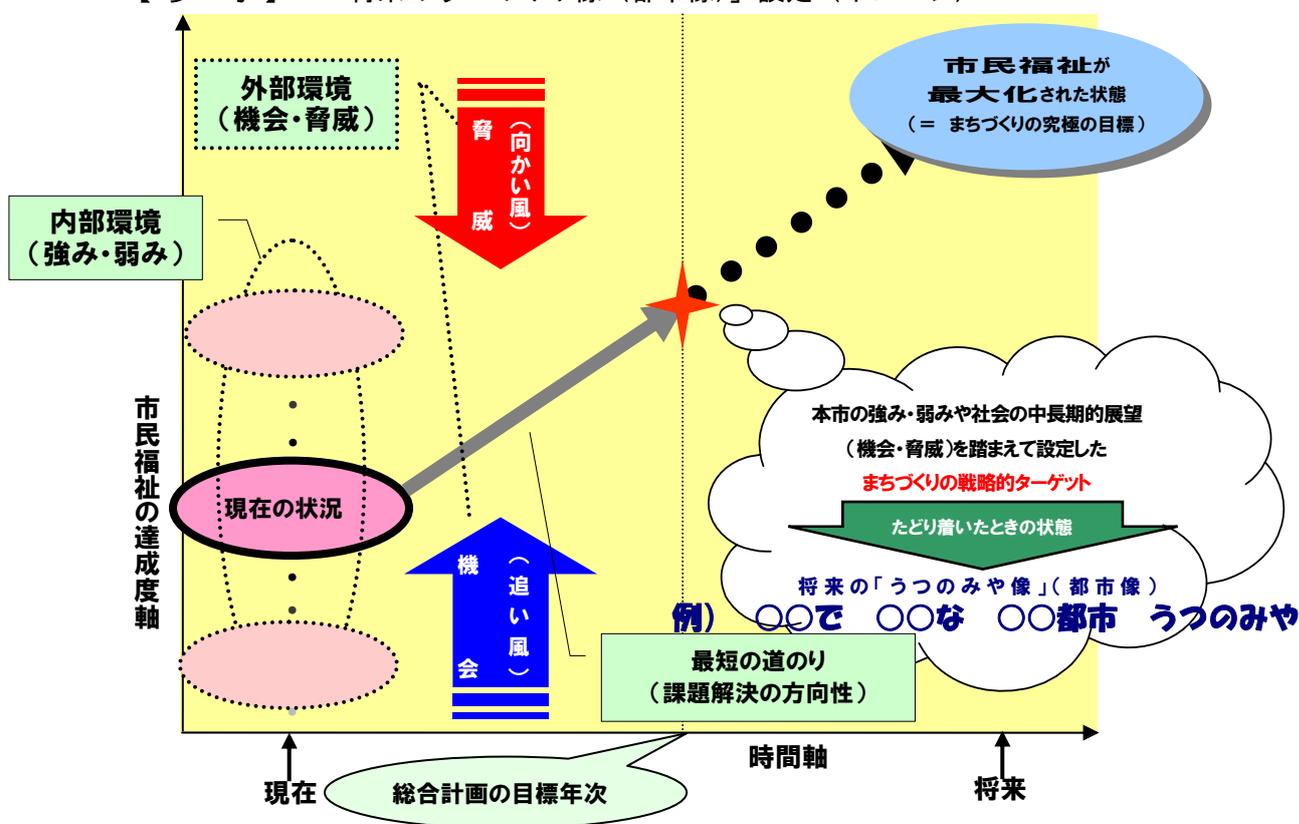
② 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成 19 年 8 月 審議会の設置・諮問
- ・ 11～12 月頃 (仮称)地域別対話集会の実施，パブリックコメントの実施
- ・ 平成 20 年 1 月頃 審議会からの答申
- ・ 3 月 基本構想議決
総合計画の決定・公表

② 設定手順

- ・ 環境分析（SWOT（強み・弱み・機会・脅威）分析²）を実施し、本市の“立ち位置”や今後の“風向き”を捉え、これを踏まえ、本市の重点課題を抽出
- ・ 重点課題が解決された状態を描き、「まちづくりの戦略的ターゲット（目指すべき状態）」を設定
 - ⇒ これらを総合的に表すキャッチフレーズを、市民と共有できる戦略性の高い都市像として設定

【参考】 「将来のうつのみや像（都市像）」設定（イメージ）



(イ) まちづくり戦略プランの検討

- ・ 「まちづくり戦略プラン」では、「将来のうつのみや像（都市像）」の実現（すなわち、「戦略的ターゲット（目指すべき状態）」への到達）に向け、特に効果が高いと考えられる施策を「戦略プロジェクト」として設定

² 「SWOT（強み・弱み・機会・脅威）分析」… 民間企業等において、経営戦略を策定する際に使われる分析ツールであり、策定主体の環境を「内部環境」と「外部環境」に区分し、「内部環境」を強み (Strength) と弱み (Weakness), 「外部環境」を機会 (Opportunity) と脅威 (Threat) に区分して分析する。

“SWOT”の名前は、各区分の Strength, Weakness, Opportunity, Threat の頭文字をとったもの。

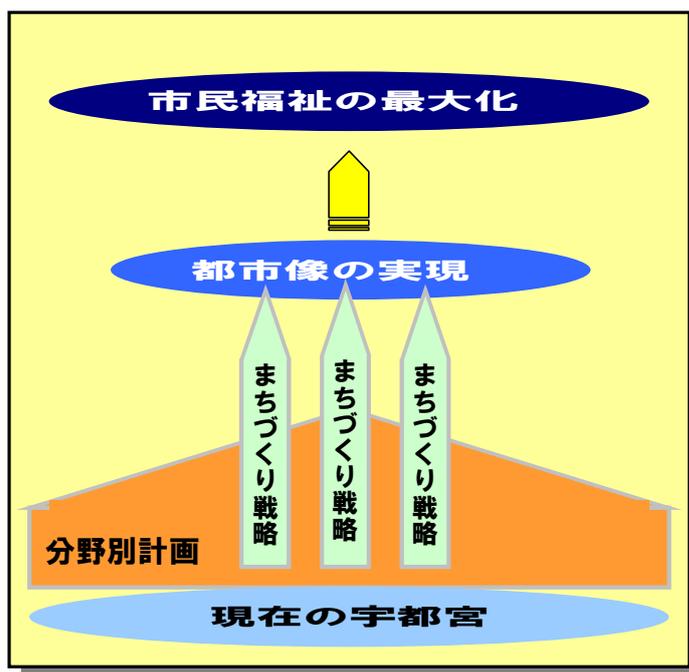
(ウ) 総合性と重点性をあわせ持った分野別計画の検討

- ・ 「政策の柱」については、行政の各分野を総合的に網羅するものとして、次の6つの分野における概案を検討

I	都市経営・自治	…	市民主役のまちづくり，行政経営基盤，市民の相互理解・共生
II	教育・学習・文化	…	生涯学習，学校教育，文化振興，スポーツ振興，青少年育成
III	健康・福祉・安心	…	保健・医療サービス，都市の福祉基盤，高齢者・障害者・児童福祉，日常生活の安全・安心
IV	生活環境	…	環境にやさしい社会の形成，水と緑の環境，上下水道，住環境
V	産業・経済	…	地域産業，商業・サービス業・工業，農林業，観光や交流創出
VI	都市基盤	…	都市空間形成，都市基盤整備，交通体系，情報化

- ・ 分野ごとの環境分析（SWOT（強み・弱み・機会・脅威）分析）を通して，分野において重点的に取り組むべき課題を抽出

【参 考】 「将来のうつのみや像（都市像）」と「まちづくり戦略プラン」
「分野別計画」の関係（イメージ）



宇都宮市の総合計画の変遷

1 第1次総合計画(昭和45年度策定)

都市像	「住みよい、豊かな活力ある都市」
基本理念	「人間主体」「市民生活優先」
計画の重点	○都市発展、経済開発中心
計画策定の背景	○経済の高度成長と生活水準の向上 ○人口の都市集中と市街地の拡大
まちづくりの方向	○生活環境の充実した住みよい福祉都市 ○人間性豊かな教育文化都市 ○自然と調和した活力ある産業都市 ○首都圏における期待される拠点都市
目標年次	昭和55年

2 第2次総合計画(昭和50年度策定)

都市像	「心のかよい合う 人間性豊かなまち宇都宮」
基本理念	「市民生活を守り、新しい人間環境を創造する」
計画の重点	○シビルミニマムの達成 ○市民参加のまちづくり ○生活環境、都市基盤の整備 ○ソフトな施策の取り入れ
計画策定の背景	○オイルショックを契機とした経済発展基調の変化 ○公害問題など都市環境の悪化 ○コミュニティ意識の希薄化
まちづくりの方向	○快適な生活環境をつくる ○幸せな福祉環境をつくる ○豊かな文化環境をつくる ○栄える産業環境をつくる ○発展する都市環境をつくる
目標年次	平成2年

3 第3次総合計画(昭和61年度策定)

都市像	「恵まれた四季を愛し、新しさを生み、やさしさを育て、楽しさを広げるまち宇都宮」
基本理念	「人間性の尊重」「市民の立場、身近な生活の場からの発想」「人間性豊かな地域社会の実現」
計画の重点	○長期的変化への対応 ○新しい市民文化の創造 ○風格ある都市個性の創出 ○快適な居住環境の整備 ○都市基盤・機能の充実 ○広域的拠点機能の充実
計画策定の背景	○社会、経済の成熟 ○モノの豊かさより、生活の質や真の精神的豊かさを求める市民意識の変化 ○技術革新、情報化、国際化、高齢化の進展
まちづくりの方向	○教育、文化を伸ばし、心豊かな市民を育てる ○健康を守り、心のふれ合う福祉社会をつくる ○緑を育て、安全で快適な環境をつくる ○市民生活を豊かにする産業を育てる ○秩序ある、生き生きとした都市環境を整える
目標年次	平成12年
基本計画計画期間	前期：昭和61年度～平成2年度、後期：平成3年度～平成7年度

■第3次総合計画改定基本計画の策定(平成3年度改定)

まちづくりの課題	○時代の潮流変化への対応／女性の社会進出, 環境との調和など ○立地条件・資源などの活用 ○当面の重点課題／学習・文化環境の整備, 温もりのある地域福祉の推進など
まちづくりの視点	○人に優しいまちづくり ○21世紀を展望した都市環境づくり ○文化の時代に対応したまちづくり
改定基本計画計画期間	前期：平成3年度～平成7年度, 後期：平成8年度～平成12年度

4 第4次総合計画(平成9年度策定)

都市像	「ひとに活力 まちに魅力 未来へ羽ばたく つどいの都うつのみや」
基本理念	「市民が輝くまちづくり」「誇れるまちづくり」「自立したまちづくり」
計画の重点	○都市の個性づくり ○安全で安心な都市づくり ○健康でゆとりある市民生活の実現 ○こころの豊かさを育む子育て環境の整備 ○環境循環型社会の実現 ○国際分業体制に対応できる産業の育成 ○交流拠点機能の充実 ○市民協働によるまちづくり
計画策定の背景	○地球共生時代 ○少子・高齢時代 ○高度情報時代 ○個性重視の時代 ○分権の時代
まちづくりの方向	○都市自治を確立する ○個性と創造性を育むまちづくり ○健康で幸せなまちづくり ○安全で快適なまちづくり ○豊かさと活力のあるまちづくり ○機能的で秩序あるまちづくり
目標年次	平成22年
基本計画計画期間	前期：平成9年度～平成13年度, 後期：平成14年度～平成18年度

■第4次総合計画改定基本計画の策定(平成14年度改定)

計画策定の背景	○少子化の進行 ○高齢化の急速な進行 ○地球環境問題の深刻化 ○国際化のさらなる進展 ○技術革新と情報化の進展 ○価値観や生活様式の多様化 ○都市の個性化 ○地方分権の進展と広域化 ○多様な市民活動の活発化
まちづくりの基本理念	「市民都市の創造」／市民の活力や創意が生きる希望に満ちたまちづくり
まちづくりの目標	○ひとづくり／21世紀を担う子どもたちが, 心身ともに健康に育つ環境を創生する ○くらしづくり／住み慣れた地域において, 安全で, 安心して, 快適に暮らせる環境を創出する ○まちづくり／豊かさを実感できる, 魅力的な都市環境を形成し, 活力のある都市を創造する
計画推進のための基本姿勢	○市民が主体となった地域づくりの推進 ○パートナーシップによるまちづくりの展開 ○地域に密着した行政の推進 ○広域的な連携の推進
改定基本計画計画期間	平成14年度～平成18年度